

令和4年度 第1回国見町総合計画審議会 次第

日時：令和4年6月29日（水）
13時30分～
場所：観月台文化センター大研修室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 審 議

- ① 国見町過疎地域持続的発展計画の策定概要について
- ② 国見町過疎地域持続的発展計画（素案）について
- ③ その他

5 閉 会

○国見町総合計画条例 ※抜粋

(審議会)

第 8 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、国見町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合計画の策定、変更及び推進について審議するほか、町政に関する重要な事項に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(審議会の構成)

第 9 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係する機関及び団体の役職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 住民や町内に勤務する者の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員は非常勤で任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱当時の前項第 1 号又は第 2 号の職を離れたときは、同時に委員の職を失う。この場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の組織)

第 10 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名により選任された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 11 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められていないときの会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要により委員以外の意見を聴くことができる。

(会議の開催方法の特例)

第 13 条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。

この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

国見町総合計画審議会委員名簿

(任期：令和3年9月24日～令和5年9月23日)

No.	氏名	団体名	
◎条例第4条第1項第1号委員（町議会議員）			
1	八島博正	国見町議会総務文教常任委員会	
2	村上 一	国見町議会産業建設常任委員会	
◎条例第4条第1項第2号委員（関係する機関及び団体の役職員）			
3	齋藤 弘	国見町選挙管理委員会	
4	渋谷福重	国見町農業委員会	
5	中村裕美	国見町教育委員	
6	佐藤博之	国見町消防団	
新	7	齋藤一郎	国見町町内会長連絡協議会
	8	八巻忠一	国見町民生児童委員協議会
	9	三木繁子	国見町介護保険運営協議会
	10	村木陽子	国見町健康推進員協議会
	11	菊地信七	国見町生活環境推進員協議会
◎条例第4条第1項第3号委員（知識経験を有する者）			
	12	岩崎由美子	福島大学行政政策学類
	13	穴戸喜幸	公立藤田総合病院
◎条例第4条第1項第4号委員（住民や町内に勤務する者の代表）			
新	14	村上キミ子	国見町交通安全母の会
	15	五十嵐美佳	手をつなぐ親の会
	16	鈴木恵子	J A ふくしま未来
	17	齋藤勇子	国見町商工会女性部
新	18	齋藤達二	国見町PTA連絡協議会
	19	佐藤清二	国見町文化団体連絡協議会
	20	佐藤利光	国見町体育協会
	21	安田節子	国見町婦人会連絡協議会

4 審 議

① 国見町過疎地域持続的発展計画の策定概要について

■ 計画策定の趣旨

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月1日施行）により、国見町は、4月1日から町内全域が過疎地域となったため、過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策事業債等の各種支援措置の活用を図り、地域の持続的発展を目指す。

■ 計画の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日の4カ年間

※福島県過疎地域持続的発展方針（令和3～7年度）と終期を統一

■ 計画の策定体制

総合計画審議会、総合計画管理本部及び以下の3つの専門部会から構成する。

① 移住定住・地域間交流専門部会

番号	委員氏名	所 属
1	奥 山 宏	国見町町内会長連絡協議会
2	八 島 博 正	国見町議会総務文教常任委員会
3	藤 本 菜 月	一般社団法人 tenten
4	佐 藤 陽 子	福島県移住コーディネーター
5	岡 野 希 春	地域おこし協力隊
6	三栗野 祐 司	新規就農・移住予定者
7	引 地 美由紀	Uターン定住者

② 産業・集落専門部会

番号	委員氏名	所 属
1	岩 崎 由美子	福島大学行政政策学類
2	則 藤 孝 志	福島大学食農学類
3	洪 谷 福 重	国見町農業委員会
4	鈴 木 恵 子	J A いくしま未来
5	斎 藤 勇 子	国見町商工会女性部
6	田 代 誠	新規就農者
7	三栗野 祐 司	新規就農者
8	持 地 良 太	新規就農者
9	齋 藤 仁 志	商工会青年部

③教育・子育て・福祉専門部会

番号	委員氏名	所 属
1	柴 田 千賀子	仙台大学
2	三 瓶 千香子	桜の聖母短期大学
3	中 村 裕 美	国見町教育委員
4	五十嵐 美 佳	手をつなぐ親の会
5	菅 野 祥 子	国見町PTA連絡協議会
6	三 好 菜 月	地域おこし協力隊 公営塾
7	齋 藤 仁 志	教育・子育て
8	石 塚 いずみ	教育・子育て
9	オスタフィエブ 由香	教育・子育て

<これまでの会議等経過>

月 日	会 議 名	内 容
令和4年 2月16日	国見町総合計画管理本部会議	方針、スケジュール
2月18日	国見町総合計画審議会	方針、スケジュール
3月11日	若手職員ワークショップ①	施策の検討
3月24日	若手職員ワークショップ②	施策の検討
4月11日	農業振興地域整備計画策定委員会	意見聴取
4月15日	第1回移住定住・地域間交流専門部会	部会設置、意見聴取
4月18日	第1回産業・集落専門部会	部会設置、意見聴取
4月20日	国見町総合計画管理本部会議	進捗確認、意見聴取
4月21日	第1回教育・子育て・福祉専門部会	部会設置、意見聴取
4月25～26日	各課町長ヒアリング	計画事業
5月18日	第2回産業・集落専門部会	意見聴取
5月20日	第2回移住定住・地域間交流専門部会	意見聴取
5月25日	第2回教育・子育て・福祉専門部会	意見聴取
6月8日	国見町総合計画管理本部会議	計画素案、意見聴取
6月21日	第3回教育・子育て・福祉専門部会	計画素案、意見聴取
6月21日	第3回移住定住・地域間交流専門部会	計画素案、意見聴取
6月22日	第3回産業・集落専門部会	計画素案、意見聴取
6月27日	国見町総合計画管理本部会議	計画素案、意見聴取
6月29日	第1回国見町総合計画審議会	計画素案、意見聴取

■今後のスケジュール

月 日	会 議 名	内 容
令和 4 年 7 月 4 日	議会全員協議会（過疎地域持続的発展計画策定）	計画案、意見聴取
7 月 6 日まで	福島県協議提出期限	計画案
7 月 11 日～29 日	パブリックコメント実施	計画案
8 月上旬	国見町総合計画管理本部会議 国見町総合計画審議会	最終案確認
9 月中旬	9 月議会へ議案提出	計画議決

